

大規模災害が発生した時の お隣さんの安否確認について

大切にしたいこと

東深沢町会としてのおもい

この街に住む私たちが、安心して心地よく過ごすため、お互いに心を配り、笑顔の絶えない街づくりをしていきましょう。

まずは自分と家族

地震等大きな災害があったときの私たちの行動指針

- ・ 災害が発生した際には「**自分の身は自分で守りましょう**」(自助)
- ・ 「**自分たちの街は自分たちで守りましょう**」(共助)
- ・ 揺れがおさまったら、無理のない範囲で、できる方は、「**自分と家族の安全を確保したうえで、地域の方の安否を確認しましょう**」

注：(世田谷区の「震災時区民行動マニュアル」を参考にしました)

どんな時？

安否確認する災害のレベル

- ① 震度 6 弱以上の地震が発生したとき、または、区に災害対策本部が設置されたとき
- ② 区などから、避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示がなされたとき
- ③ そのほか、震災による建物の倒壊や火災の発生、大規模水害などにより、避難の必要性が認められるとき

何をすればいいの？

誰に声をかけるの？

安否確認(声掛け)の対象者

- ① 普段からお付き合いのあるお隣のお宅
- ② そのほか、**気になる方**(例えば、健康面で不安な方や、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯と思われる方)

(町会に加入しているか否かは問いません。)

具体的な行動

- ① **ご自身と家族の安全確保**
- ② **安否確認の対象者(お隣さん)に声掛け**
訪問、電話など可能な方法で声掛けする。
・ 安否確認に向かう際には、なにより自らの安全に留意し、くれぐれも無理のない範囲での活動を心がける必要があります。
・ いざという時のために、電話番号を交換しておきたいですね。
- ③ 安否が確認できたら
 - a) **安全が確認できた場合** → 対応不要です。
・ ただし、避難指示が発令されている場合で、自力で避難できない場合は、可能な範囲で支援しましょう。
 - b) **安否が確認できなかった場合**
→ 近隣の方と相談の上、対応を検討しましょう。
 - c) **被災している場合**
→ 被災状況に応じて、**応急救護処置**を行うなど、みんなで助け合いましょう。

また、必要に応じて**病院へ、おつれしたり、119番へ**連絡しましょう。

※上記の対応方法は、一例であり、実際の状況に応じた行動が必要なのは言うまでもありません。

<参考>

区には、**災害時の避難行動要支援者の制度**(注1)があります。この制度では「**限定された方**」(注2)への安否確認などの支援をすることになっていますが、災害時は、「**限定された方**」に限らず、**一般の方であってもどのような事態になっているかわからないので、区の制度に頼ることなく、我々自身でお隣さんや、気になる方などに、ひと声かけて、安否を確認することが必要です。**

本町会としては、「**向こう三軒両隣にいつも気を配り、絆を深めていくことを、わが街の文化にしていきたい!**」をモットーにしたいと思います。

(注1)「**区の災害時の避難行動要支援者の制度**」(世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン)

世田谷区の住民のうち、災害時に自力で避難ができないという申し出があった方について、町会が、安否確認等をする制度です。

町会が区と、この制度について協定を結んだ場合、区が町会に対象者の名簿を渡すこととなります。

その場合、町会員の中から、対象者の安否確認などをする責任者の決定を義務づけられるなど、その**責任者に実働だけでなく精神的にも負担**がかかる可能性があるため、本町会の常任理事会では、区との協定は結ばず、上記の対応をすることにしました。

(注2)「**限定された方**」

加齢や障害により自力で自宅外への避難や意思表示が困難な方で、具体的には下記の方などです。

- ① 要介護 4 または 5 の方
- ② 要介護 3 で、ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯
- ③ 障害者手帳 1 級で、次の種別に該当する方(視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚)
- ④ 愛の手帳 1 度または 2 度の方